

岩手県告示第336号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成22年岩手県告示第614号）で公示した公共測量を終了した旨紫波町長から次のとおり通知があった。

平成23年5月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 紫波郡紫波町北日詰字八反田地内
- 2 実施した期間 平成22年6月17日から平成23年3月25日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（3級基準点測量・4級基準点測量）